

# 津山市立勝加茂小学校 学校いじめ問題対策基本方針

## めざす子ども像

- <進んで考える子><思いやりのある子><最後までがんばる子>
  - ・命の尊さに気づき、心豊かで命についての考え方や認識を深め広げることができる子
  - ・学校生活の中で、お互いを思いやり助け合い、自己肯定感を高め、自分のよさを発揮できる子

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校全体での取組を推進するために、いじめ対策委員会には、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・校内生徒指導担当者を中心に参画し、実効的ないじめ問題の解決のために様々な取組を行う。
  - ・いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等への取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価する。
  - ・PTA総会や校報、ホームページ等を通じて学校いじめ問題対策基本方針の内容を家庭、地域に知らせる。
- <重点となる取組>
- ・生活目標である「あ・ろ・は」（あいさつ「はい」の返事をする。ろうかを静かに歩く。はきものをそろえる。）をはじめ勝加茂小学校の約束を守り、よりよい言葉遣いや態度ができるように児童を育成していく。
  - ・12月の人権週間を中心に、人権参観日や児童会による集会活動に取り組み、いじめについて考えいじめを許さずみんなで解決していこうとする意識を向上させる。

### 保護者・地域との連携

- <連携の内容>
  - ・本校の「いじめ問題対策基本方針」をPTA総会で説明し、保護者への理解と協力をお願いする。また、学級懇談会などで情報の共有や啓発を進める。
  - ・学校評議員会、民生委員・主任児童委員との懇談会、PTA地区別懇談会などで、地域での生活の様子について懇談し、見守りや情報提供の依頼を行い、いじめにつながる課題の早期発見に努める。
  - ・保護者との教育相談を実施し、いじめにつながる事象については保護者との情報交換や指導内容の情報提供等を行い、より細かい連携を図る。

### 学 校

いじめ問題対策委員会	
<対策委員会の役割>	
・「いじめ問題対策基本方針」に基づき校長を中心にして認められる行為に適切に対応	
<対策委員会の開催時期>	
・毎学期ごとに行う。	
<対策委員会の内容の教職員への伝達>	
・職員会議において全職員に情報提供。緊急時は職員打ち合わせで連絡をする。	
<構成メンバー>	
・校外 PTA役員代表、主任児童委員代表 (津市教育委員会)	
・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事 校内生徒指導担当者	
全 教 職 員	

### 関係機関等との連携

- <連携機関名>
- ・津市教育委員会
- <連携の内容>
- ・保護者等支援のためのソーシャルスクールワーカー・スクールカウンセラーの派遣
- <学校側の窓口>
- ・教頭
- <連携機関名>
- ・津山警察署
- <連携の内容>
- ・非行防止教室
- <学校側の窓口>
- ・教頭

### 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<校内指導体制>
	・児童の様子を把握し、生活における課題に対して担任・生徒指導主事を中心に生活指導を行う。
	・学校生活のまきりを守るように全職員で指導を行う。
	<道徳教育・人権教育の充実>
	・訴える力を育成し、互いに支え合う風土を培う。
	・いじめの問題を自分のこととしていじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
	・特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を行う。
	<互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係づくり>
	・教職員と児童、児童同士がいっしょに活動することによってお互いを理解し、よいところを認め合う人間関係づくりに努める。
	<児童の主体的な参加による活動の推進>
② 早期発見	・児童会を中心に「なかよし集会」や「縦割り班遊び」を行い、児童がお互いに理解・協力しあい、楽しく活動することによって、いじめはいけないことを学ぶという意識向上へとつなげていく。
	<ネット上のいじめに對処できる能力や態度の育成>
	・パソコンやゲーム機を利用したインターネット上において、他者の個人情報を流す等問題行動を行わないように、各学年に応じて指導を行う。
	<教職員の指導力の向上>
	・いじめに関する研修を行い、生活指導やいじめ事案への対応を適切に行えるように資質向上に努める。
	<家庭や地域の関係団体との連携強化>
	・日頃より家庭とのつながりを大切にし、情報交換や情報提供を適切に行っていく。
	・登下校の安全を見守る「見守り隊」や民生委員、主任児童委員との情報交換を行い、児童の生活環境や状況把握に努める。
	<学校いじめ問題対策基本方針による取組の点検・評価>
	・年度末に1年間の取組について点検・評価を行い、来年度の取組に活かしていくことができるようとする。
③ いじめへの対処	<教職員による観察や情報交換>
	・日常の児童の様子や「ここも元気」アンケートの結果を教職員が情報共有し、背景にある事情を調査しながらいじめに該当するか否か判断する。
	<定期的なアンケート調査等の実施>
	・「ここも元気」アンケート、「遊び」アンケート、ASSESS等を実施し、児童の実態をつかむ。
	<校内の教育相談体制の活用>
	・保護者の悩みを受け止めるができるように教育相談を年数回行う。
	<校外の相談機関等の周知>
	・学校外として、県教育センターの教育相談や市教育委員会の教育相談等、相談機関の紹介を校報を通じて知らせる。
	<SNS等の利用実態の把握と指導>
	・児童のSNS利用について勝北地区全体のメディア調査の際に調査項目としてあげ、利用状況と人間関係把握に努める。
④ いじめの発見	<いじめ発見や相談を受けたときの対応>
	・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
	・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、直ちに状況を把握し適切に関わり、協力して対応する体制を整える。
	・児童の状況等、事業関係や指導の経緯等を記録し、それを保管する。
	<教職員の組織的な対応と関係機関との連携>
	・いじめ対策委員会を中心に情報共有と指導・支援体制をとり、問題解決に必要な関係機関との連携を図る。
	<いじめられた児童とその保護者への支援>
	・いじめられた児童への状況確認や心のケア、安心して暮らせる場を設定し改善を行う。保護者には状況を伝え対応について情報を共有する。
	<いじめた児童への指導とその保護者への助言>
	・いじめた児童への事実関係を聞き取り、いじめはいけない行為であることを自覚させ、学校はいじめを許さないという姿勢を伝え、今後いじめをしないという意志を持つことができるよう指導を行う。
⑤ いじめの解消	<保護者へ情報を伝え、必要な助言や協力体制をつくる>
	<いじめの事実調査>
	・いじめに關係した児童への聞き取りを行い、必要な場合アンケート調査を行う。
	<他の児童への働きかけ>
	・いじめの傍観者となった児童に、いじめは自分たちの問題であることを伝え、いじめをやめるための行動をとることができるように指導する。
	<いじめ解消後の継続的な指導>
	・本人及びその保護者に面談等で確認しながら、少なくとも3か月は経過の観察を行い、再発防止のための指導を継続する。
	<情報モラルやネット上の不適切な書き込み等への対処>
	・ネット上のいじめにつながる書き込みについて削除要請を行い関係児童や保護者へ対応する。